

戦後フランス憲法前史研究ノート（一）

村 田 尚 紀

〔目次〕

はじめに

第1節 ヴィシー体制

- 〔1〕 ヴィシー体制の成立
- 〔2〕 統治構造（以上，本号）
- 〔3〕 ヴィシー体制の展開
- 〔4〕 小括

第2節 レジスタンスの展開

- 〔1〕 自由フランス—ロンドンのレジスタンス—
- 〔2〕 国内のレジスタンス
- 〔3〕 レジスタンスの統一—国民解放フランス委員会，全国抵抗評議会—

第3節 レジスタンスの憲法思想

- 〔1〕 多様性と統一性
- 〔2〕 CNR綱領

はじめに

一般に過渡期の国家と社会とが憲法学に様々な問題を提起することは言うまでもないだろう。ヴィシー期のフランスもまた、現代的諸矛盾が一挙に噴出したドラスティックな転換期として憲法学上固有の検討を要する時期である⁽¹⁾。しかしながら、本稿は、ヴィシー期を本格的に検討しようとするものではない。むしろ、ここでは、第4共和制憲法の分析ひいては第5共和制憲法=現状の分析に当面の関心を寄せる者として、戦後フランス憲法前史としてのヴィシー期の概略を把握すること⁽²⁾を主たる目的とする。すなわち、ヴィシー期にどのよう

な社会的・経済的対抗関係が存在し、どのような変革が展望されたのかについて、包括的ではなく、戦後フランス憲法史の展開にかかわるかぎりで見聞として記しておこうとするにすぎないのである。

〔注〕

- (1) ヴィシー体制そのものを法学的に検討した邦語の業績として、参照、稲本洋之助「ヴィシー体制の法構造」東大社研編『ファシズム期の国家と社会 5 ヨーロッパの法体制』（東大出版会、1979年）115頁以下。また、わが国の憲法学者によるレジスタンス研究としては、ルネ＝カッサンの検討を中心に、フランス＝レジスタンスの精神の中に日本国憲法の平和的生存権のエートスと響き合うものを認めるとする深瀬忠一「フランス『レジスタンス』の意義と思想についての一考察」（『名大法政論集』109号、1986年）がある。
- (2) ヴィシー体制・レジスタンスの検討が、戦後フランス政治史・憲法史の理解に欠かせないことについては、夙にミルキヌ＝ゲツェヴィッチによって、また、最近ではシャプサルによって言われている。Cf. Mirkine-guetzévitch, *La pensée politique et constitutionnelle de la Résistance*, H. Michel et B. Mirkin-Guetzévitch, *Les idées politiques et sociales de la Résistance*, 1954, p. 39.; Chapsal, *La vie politique en France de 1940 à 1958*, 1984, p. 12.

第1節 ヴィシー体制

〔1〕 ヴィシー体制の成立

1940年6月のフランスの軍事的敗北は、第3共和制の崩壊をもたらし、ヴィシー体制をもたらした。ここでいう《ヴィシー体制》とは、'40年6月22日の独仏休戦協定とそのもとでの7月10日の憲法的法律とによって編成され方向づけられた「国家」体制のことである。このヴィシー体制の発生史を簡単にあとづけ、その中にある矛盾を大雑把にせよ明らかにすることがここでの課題である。

ヴィシー体制は、たしかに直接的にはフランスの軍事的敗北によって生み出されたものであるが、そこへ向かう過程は1938年4月10日に発足したダラディエ内閣以来すすんでいたと言ってよいであろう。

1936年発足の人民戦線政権は、政策そのものが甘かった上、資本の抵抗にもあって、《フランス版ニューディール》という実験に失敗する。さらに人民戦線派は、外交面でも、スペイン内乱への対応をめぐる足並みを乱し、政権は次第に変質していく。ダラディエ内閣は、人民戦線内閣の実体をもはや全く失っていた。第1に、ダラディエ内閣には社会党閣僚が全くいなかったことからわかるように、同内閣は社・共両党の支持よりも右翼の支持を考慮していた。そ

の点は、1938年11月1日以降ポール＝レイノーが蔵相として閣内で重要な役割を果たしたことによっていっそう明白になる。第2に、第1の点ともかかわるより本質的なことであるが、⁽¹⁾ダラディエ内閣の政策は反人民戦線的なものであった。人民戦線綱領は、第1に、言論の自由・組合の自由・信教の自由等の保障や平和の擁護、ファッシュ団体の武装解除といった内容の反ファシズム（政治的民主主義擁護）、第2に、労働者・農民の購買力の回復や失業の克服、金融寡頭制の抑制といった内容の反恐慌（経済的民主主義擁護）、以上のような2本の柱を持っていた。ところが、⁽²⁾ダラディエ内閣は、国内政治の面では「反人民戦線的な『経済リベラリズム』に復帰し」、国際政治の面でも1938年9月29日ミュンヘン協定を結んで反人民戦線的な対独宥和政策を展開した。勿論、人民戦線内閣の変質はダラディエ内閣以前から始まっていたのであるが、この時期に11月10日、急進党が人民戦線脱退を正式通告して人民戦線が完全に崩壊したという意味で、ダラディエ内閣はヴィシー体制に道を開いた重大な結節点であった。

1939年9月3日、イギリスとともにフランスはドイツに対して宣戦布告する。しかし、⁽³⁾ダラディエ内閣は、既に同年3月19日法で国防を名目として全権を獲得し、戦時体制を準備していたにもかかわらず、ドイツが東部戦線に力を注いでいた緒戦のフランスに有利な局面を眼前にして何ら攻撃に出ず、いわゆる《奇妙な戦争》（drôle de guerre）を続けた。もともと独・仏両国の間に生産力・軍事力の大きな格差があったことに加えて、緒戦からの戦略上の誤りがフランスの軍事的敗北に結びついたわけである。1940年6月15日、降伏派のペタン内閣が成立し、同月22日、休戦協定を結び、南仏のヴィシーで7月10日憲法的法律を可決させ、第3共和制に終止符を打ったのである。

「戦争は政治におけるとは異なる手段をもってする政治の継続にはかならない」⁽⁴⁾。戦争が自然現象でない以上、いかに不可避的・偶然的な要素があろうとも、政治的判断がそこに介入しないはずがない。したがって、《奇妙な戦争》をいわゆる「マジノ線信仰」だけで説明したり、あるいはマジノ線信仰がフランスの戦略を規定する要因であったと考えたりするのは不合理である。そもそもヴェルサイユ講話会議のときのフランスが列国中最もドイツ軍国主義復活に警戒的であったことからすれば、《マジノ線さえ守っていればフランスは安全だ》というような楽観的なマジノ線信仰は極めて異常なイデオロギーである。このようなマジノ線信仰が事実として存在したことを自然発生によって説明す

ることは不可能であろう。要するにマジノ線信仰もまた従来の対独宥和政策の延長線上にある支配層の政治判断の所産である。《奇妙な戦争》から休戦協定に至る経過については、「フランスの有産的指導階級は、対独戦争を好まないというダラディエいらいの政策をつづけ、みずから敗北を容認した⁽⁵⁾」とみるのが妥当であろう。ダラディエ政権の政策が上層資本集団の利益を保障したように、その外交政策、戦争政策もまたかれらの利害を反映していたのである。「ブルジョアジーも利益のためには民族国家の枠を越えて妥協や協商を行なう⁽⁷⁾」ということである。さて、すでに以上のことからある程度明らかのように、ヴィシー体制の発生史は矛盾に満ちていた。即ち、第1に、人民戦線派對反人民戦線派という矛盾があった。1938年ダラディエ内閣は、増税・公債・フランス銀行からの借入・公開市場操作によって「資本の利益に立ち一般国民の犠牲において⁽⁸⁾国防事業を中心に生産を刺激し、労働運動への敵対的姿勢を示した⁽⁹⁾」矛盾は、とりわけ「人民戦線のシンボル」と言われた40時間労働制をめぐる攻防に顕著に現れた。しかし、同年11月30日のCGTのゼネストが軍隊に弾圧されて、人民戦線派の巻き返しは著しく困難になった。CGTは勢力を後退させ、また人民戦線派の一翼を担った共産党は1939年8月の独ソ不可侵条約によって動揺し、党勢を低下させた⁽¹⁰⁾。《奇妙な戦争》を続けるなかで、ダラディエ内閣は'39年9月26日デクレで共産党を非合法化し、'40年1月20日共産党議員失格法を可決させる。こうして、主体的には、反人民戦線派が人民戦線派を倒したのであるが、客観的な利害の対立そのものではなくていなかった。第2に、反人民戦線派内部にも、ドイツとの対応をめぐる見解の相違があった。それは戦局の悪化につれて、抗戦継続派と降伏派との対立になって現れた⁽¹¹⁾。'40年6月の抗戦継続派のレイノー内閣から降伏派のペタン内閣への交代は、本質的には反人民戦線の支配層内部のヘゲモニー争いの結果にすぎないものである。とはいえ、この矛盾もものに重要な意味を持つことになる。ヴィシー体制の担い手は、旧人民戦線派＝国内レジスタンスと旧抗戦継続派＝国外レジスタンスという2大勢力との対抗に直面することになるのである。

〔2〕 統治構造

ヴィシー体制の統治構造は、'40年6月22日の休戦協定を土台にして、'40年7月10日の憲法的法律により枠づけられたものである。

（I）休戦協定

まず休戦協定の諸問題から見てみよう。

降伏派のペタン内閣は、ドイツとの休戦協定の締結を第1の目的としていた。ペタンの考えは、《フランスにとどまって、フランス人のために国民の政府を守ること》にあり、休戦協定を結ぶ前提として、フランスの国家主権の保持とフランス艦隊の保持の2条件を付けていた⁽¹²⁾。このことは、和平ではなく休戦という形式を選んだこととも首尾一貫しているようにみえる。しかし、実際にできあがった休戦協定は、フランスにとってきわめて苛酷な片務的な内容になっていた⁽¹³⁾。具体的に見よう。休戦協定によって、フランスは「ドイツ帝国の利益を保護するために」（協定第2条1項）占領地区（zone occupée）と自由地区（zone libre）とに2分され、占領地区のフランスの行政機関は、ドイツ占領軍当局の命令に従うことになった。すなわち、休戦協定第3条1項によれば、占領地区で「ドイツ帝国は、占領権力としてのすべての権利を行使する」ことができ、フランス政府は「それらの権利の行使から生じる諸規則をすべての手段をもって支持し、かつ、フランス行政庁の援助をもってそれを執行する義務を負う」。これによって、フランス政府は、「占領地域のすべてのフランス官署および官憲」がドイツの規則に従い、ドイツ軍当局に協力することを促すことになった（休戦協定第3条2項）。要するに、占領地区ではドイツ占領軍の包括的な権利と敗戦国フランスの包括的な義務の関係が設定されたのである。たしかに、自由地区にはドイツ軍当局の権限が及ばないことになっていたし、また厳格な監視付きであったにせよフランスは軍隊を保持していた。またヴィシーに外交使節が派遣されたことが示すように敗戦国の中で唯一フランスは国家主権の属性を持った政府を守った国であった。しかしながら、フランスの国家主権は以上のかぎりで痕跡を残していたにすぎない。自由地区においても、フランス政府は、そこを通る「ドイツ帝国とイタリアの間の通過貨物を運送する義務」を負ったし（休戦協定第15条）、ドイツ政府が指名する「ドイツ人を請求に基づいて引き渡す義務」を負った（第19条2項）⁽¹⁵⁾。なによりも、フランス政府は「ドイツ占領軍の維持費を負担する」ことになっていた（第18条）。さらにそもそも休戦協定はドイツによる恣意的な解釈を許す構造になっていた。すなわち、休戦協定第22条1項によれば、「休戦協定の実施について規則を定め、かつ、監督する」休戦委員会は、「ドイツ最高指令部の指令にしたがって行為

する」ものであり、同2項によれば、フランス政府は、この委員会に対して、「フランスの要望を表明し、かつ執行についてドイツ休戦委員会から諸規則を受諾するために」代表を送ることができるにすぎなかったからである。

次に休戦協定の軍事条項を簡単に見ておこう。軍事条項はフランスに対してきわめて厳しく、ドイツが収容しているフランスの捕虜を平和条約締結までドイツに留めることとした（休戦協定第20条1項）ほか、フランス軍の動員解除や武装解除を定めた（同4条）。占領地区の武器はドイツ軍に引き渡されることになり（同4条）、自由地区の武器はドイツまたはイタリアの監視下におかれ、そこにおける「新たな軍事装備の製造」は禁じられた（同6条）。また、フランス艦隊の保持は認められたが、「フランスの植民地における利益の保護のためにフランス政府に譲与される艦船」を除いて、ドイツまたはイタリアの監視下に武装解除され、平時の母港に集積された（同8条）。フランス政府は、「国内秩序維持のために必要である部隊」（第4条2段）として10万の陸軍兵力と武装解除された艦隊とを保持することが許されたにすぎないのである。国家権力の中枢を占める軍がこのようにドイツのイニシアティブで形骸化されていたことからして、フランスの国家主権が実体を欠いていたことがわかる。

また休戦協定の経済条項もやはりフランスにとって厳しいものであった。その指導理念は、休戦委員会の文書によれば、フランスの支払能力に見合うように高く要求すること、フランス人に戦争の早期終結に関心を持たせること、であった。⁽¹⁷⁾フランスの商船は港を出ることを禁じられ（休戦協定第11条1項）、そのために外国との交易、本国との交易が無期限に遮断された。占領地区の財貨の自由地区への移動が制限され、自由地区の住民の生活上の必要はドイツ政府によって「考慮」されるにすぎなかった（休戦協定第17条）。フランス経済は、すでに経済条項の規範の上で自立性を失っていたわけであるが、さらに国の最も豊かな北部地帯を占領地区にされたことによって実体上も屈辱的な状態におかれたのである。

以上、休戦協定を法的・政治的側面、軍事的側面、経済的側面から簡単に見てきた。ここからわかるように、国家主権の問題を単に外交の場における権力担当者の裁量の余地の有無ないし広狭に矮小化するのならばともかく、「国家主権の原則は政治支配における対外政策の決定権や、政治権力の独立性と混同してはならない」とすれば、⁽¹⁸⁾ベタンらの主観や体制側のイデオロギーは別にして、

フランスの国家主権は守られなかったとみてよいであろう。

（Ⅱ）憲法的法律

独・仏休戦協定は、フランスの対外的主権を少なくとも完全には保障していなかった。同じことをフランスの対外的主権の主体の問題として定式化すれば、そもそも抽象的・観念的存在に独立・従属のメルクマールはないとも言えるからナシオンの対外的主権としては保障されたと言う余地があるかもしれないが、プーブルのそれとしては何も保障されなかったと言えよう。

このような主権の対外的側面における侵害が対内的側面のありようと無関係であるはずはない。独・仏休戦協定によるフランスの対外的主権の変容は、それまでのナシオン主権の対内的側面におけるプーブル主権への傾斜傾向⁽¹⁹⁾に逆行する形態変化（議会の任期延長と共産党の非合法化という、半代表制から純粹代表制への方向転換）を背景としている。この背景は、1940年7月10日憲法的法律によって、いっそう権威主義的な方向で制度化されることになるわけである。

休戦協定の発効後、フランス政府は、首都をヴィシーに定める。ペタンは、ラヴァルを國務相兼副首相に登用し、体制の変革に乗り出す。それは、フランスの軍事的敗北を第3共和制の敗北と看做す立場から、《新秩序》を建設しようとするものであった。親独派のラヴァルは、「ヒトラーから好意的に扱ってもらうためには、……『墮落した民主主義』をやめにして、絶対権力をもつ権威国家をつくり上げねばならぬ」⁽²¹⁾との立場から、ペタンの人望を利用しつつ積極的なロビー活動を展開し、「合法的」な政体の変革を準備した。こうして、7月10日、グラン＝カジノで、国民議会において賛成569、反対80、棄権17の圧倒的多数により可決されたのが7月10日の憲法的法律である。

7月10日憲法的法律は1条3項からなる。その条文は次のとおりである。

「単一条①国民会議は、1または数個の行為によってフランス国[*l'Etat français*] の新しい憲法を公布することを目的として、ペタン元帥の権威および署名のもとにある共和国の政府にすべての権限を与える。この憲法は、労働、家族および祖国の権利を保障しなければならない。

②憲法は、国民によって批准され、憲法が創設する諸会議によって適用される。

③国民会議で審議され、かつ、採択されたこの憲法的法律は、国の法律とし

て執行される」⁽²²⁾。

この条文の憲法問題を若干、検討しておこう。⁽²³⁾第1に、この7月10日憲法的法律は、自らの制定手続上の制約から逸脱している。というのは、同法は、1875年2月25日憲法的法律第8条の憲法改正手続によって定められたにもかかわらず、「新しい憲法を公布することを目的として」いる（第1項前段）からである。第2に、同じく手続に関して、1875年2月25日憲法的法律の憲法改正手続は、国民議会（Assemblée nationale）に改正の権限を与えているにもかかわらず、国民議会自身はこれを行せず、ペタン元帥に委任してしまっている点が問題である。さらにこれを第1の点と併せて厳密に言えば、国民議会は憲法上与えられていない無制約な憲法制定権力をペタン元帥に「委任」したという二重の手続問題があることになる。第3に、より実体的な問題に立ち入ると、第1項前段の「フランス国」という文言は7月10日憲法的法律の反共和制的な本質を示唆している。というのは、この文言は《共和国》よりも広い意味を表し、少なくとも共和制憲法の文言としては使われないものであったからである。同じ第1項前段の中には「共和国の政府」という文言があるが、これは「ペタン元帥の権威および署名のもとにある」から、ほとんど無内容であったと言えよう。それゆえ、第1項前段は、1875年2月25日憲法的法律第8条3項の共和政体改正禁止規定（1884年8月14日の改正により挿入）に触れるものであった。第4に、7月10日憲法的法律は権力分立原理に抵触するものである。1875年憲法的法律は立法権を両院に（1875年2月25日憲法的法律第1条）、執行権を大統領に（同法第3条）にそれぞれ分配していたが、7月10日憲法的法律は、全権を「ペタン元帥の権威および署名のもとにある」政府に与えたからである。この全権委任は、戦間期とくに'30年代以降に頻繁に制定された授権法の延長線上にある⁽²⁴⁾と同時に、新憲法制定を委任の目的としていた点で、従来の授権法の「限界」を完全に越えていた⁽²⁵⁾。第5に、7月10日憲法的法律のいう新憲法の基本原則は「労働、家族および祖国の権利」の保障であるが、この三位一体のスローガンがフランス革命以来の《自由・平等・友愛》の三位一体スローガンにとって代わるものであることは言うまでもない。すなわち、7月10日憲法的法律は人権保障を新憲法の目的としなかったのである。

要するに、7月10日憲法的法律は、1875年憲法の改正手続をふまえてフランスに新憲法を与えようとしているが、それは、軍事的敗北にもかかわらず「憲

法が確立した公権力が存続した」ために「憲法の変更を考えるならば、憲法がそれ自身の改正のために作った手続のもとでしか変更ができなかった」⁽²⁶⁾1940年7月の特殊な状況下で第3共和制を葬るのに最小限必要であった合法性ないし合憲性の外皮となっていたにすぎなかった。すなわち本質的には7月10日憲法的法律は「同法自身が改正するはずだった憲法を廃止する」⁽²⁷⁾「奇妙な憲法的法律」であって、同法以後のヴィシー体制下には、近代的・立憲の意味の憲法関係は消滅したのである。

7月10日憲法的法律の下にヴィシー体制は4年間続く。しかしながら、この間に遂に新憲法は制定されず、「国民会議」も招集されなかった。その意味で「形式的にも穴埋め体制」⁽²⁸⁾だったこの期間、ペタンは、「与えられた」全権を駆使して、合計12（ただし、様々な改正を除いて）の憲法行為（actes constitutionnels）⁽²⁹⁾を制定した。そのいくつかを簡単に眺めておこう。1940年7月11日の憲法行為第1号においてペタンは、「フランス国家元首の職務にあたることを宣言し」、1875年2月25日憲法的法律第2条（国民議会による共和国大統領の選挙）を廃止した。同じ日の憲法行為第2号は、フランス国家元首の権限を定め、新体制と両立しない第3共和制の憲法的法律の規定を廃止した。これによってペタンは「統治権を総攬し、元首に対してのみ責任を負う大臣および政務長官を選任し、解任する」（第1条1項）権限を得、立法権（同2項）・執行権（同3項等）をわがものとした。また同じく7月11日の憲法行為第3号は、「1940年7月10日の憲法的法律によって定められる議会制が形成されるまで」両院を残す（第1条）と同時に「新たな命令まで」延長し（第2条）、議会の会期に関する1875年7月16日憲法的法律第1条を廃した。1940年7月30日憲法行為第5号は、1875年2月24日憲法的法律第9条および1875年7月16日憲法的法律第12条を廃止し、⁽³⁰⁾代わりに司法最高法院を設けることにした。さらに1941年1月27日憲法行為第7号は、大臣・政務長官・高等公務員の宣誓と責任に関して定め（第1条、第2条）、それらの者の義務違反に関して司法権を国家元首に与えた（第3条）。1941年8月14日の憲法行為第8号および第9号は、軍および司令部における国家元首への忠誠義務を定め、1941年10月4日憲法行為第10号はそれを全ての公務員に拡大した。1942年4月18日憲法行為第11号は首相のポストを設けたが、この首相も国家元首に対して責任を負うものであり、そのかぎりでは体制に何ら本質的な変化はない。結局、すでに1940年7月10日

憲法的法律で予定されていたことであつたが、一連の憲法行為によって、形式的にも、権力分立制、執行府の議会に対する責任、という近代的な憲法原理が真っ向から否定されたのである。

まさしくヴィシー期は「執行府独裁の期間でありさらに法治国家と共和制的
 伝統との否定の時期であると考えられるべきである⁽³¹⁾」と言えよう。

〔注〕

- (1) 1938年10月5日(「国の経済および財政状態を即座に再建するための権限を政府に与える法律」, 正文は, cf. J. O., 1938, P. 11666.) によって与えられた権限によって, ポール=レイノーは「労働者階級の犠牲において生産活動に活気を与えようとする」(人民戦線史翻訳刊行委員会編『フランス人民戦線史』(新日本出版, 1971年), 184頁) いわゆるレイノー=プランを断行した。Cf. Guy Bourd , La d faite du front populaire, 1977, pp. 94~99.
- (2) 中木康夫『フランス政治史・中』(未来社, 1975年,), 118頁。
- (3) 1939年3月19日法(「政府に特別の権限を与えるための法律」)は1条2項から成る。第1項によれば, 政府は1939年11月30日まで「国防に必要な措置」をデクレで定める権限を与えられている。いわゆる財政全権と比べても広い, というよりは無制限の授権が行われていたことになる。Cf. J. O., 1939, p. 3646.
- (4) クラウゼヴィッツ『戦争論・上』篠田英雄訳(岩波文庫), 58頁。
- (5) 西海太郎『現代フランス政治史』(学芸書房, 1960年), 415頁。また参照, 内山敏『フランス現代史』(岩波新書, 1958年), 23頁。Cf. Thomson, Democracy in France, 3rd ed., 1958, p. 212.
- (6) 参照, 中木, 前掲書, 122頁。
- (7) 海原 峻『フランス現代史』(平凡社, 1974年), 89頁。
- (8) 西海, 前掲書, 406頁。
- (9) 1938年4月13日財政全権法に基づいて, ダラディエ内閣は一連のデクレ=ロワによって, 国税の一律8パーセント引き上げや大公共事業の推進, 信用制度の拡張, 40時間労働制の弾力的運用等を行った。4月13日財政全権法の正文については, Cf. J. O., 1938, p. 4426. 同法に基づくデクレ=ロワにつき, 参照, 岡 義武「佛蘭西」(『国家学会雑誌』53巻1号), 96~98頁。
- (10) Cf. J. O., 1939, p. 11770.
- (11) ミュンヘン協定をめぐる, 「反ドイツ的な伝統的国粹主義を保持しつづける保守派の一部」(西海, 前掲書, 407頁)が「反ミュンヘン派」の一翼を成し, そこに属するレイノーやド=ゴールらは, 戦局の悪化のもとで政府や軍部内に敗北主義が広まってゆくなかで, 徹底抗戦を主張した。
- (12) Cf. Chapsal, op. cit., p. 39.
- (13) アンリ=ミッシェルによれば, ベタンが和平条件についてドイツ側に打診したことが, 今日では資料的に裏づけられており, 当時ベタンがドイツとの戦闘を再開する考えを持っていなかったことは明白となっている。参照, ミッシェル『ヴィシー政権』長谷川公昭訳(クセジュ文庫, 1979年), 13頁。
- (14) 休戦協定の条文については, 参照, 「ファシズムと民主主義」研究会『ヴィシー

- 政府法令資料』（1976年），12頁以下。以下，同書は『法令資料』と略記する。
- (15) フランスに亡命していたドイツ社民党のヒルファーディングは、この措置によってドイツに渡され処刑されている。参照，河野健二『フランス現代史』（山川出版社，1977年），221頁。
- (16) 参照，ミッシェル，前掲書，14頁。Cf. Thomson, op. cit., p. 214.
- (17) Cf. Jean Defrasne, *L'occupation allemande en France*, 1985, p. 12.
- (18) 影山日出彌『憲法の原理と国家の論理』（勁草書房，1971年），61頁。また参照，同著『現代憲法学の理論』（日本評論社，1967年），46～47頁。
- (19) 参照，杉原泰雄『国民主権の史的展開』（岩波書店，1985年）。なお通常ナシオン主権，プーブル主権という表象は，国内における主権の主体を示すものであるが，本稿では内政・外交の別を問わず国政のあり方を決める権力の帰属を問題にして用いる。
- (20) グラディエ内閣は，1939年3月19日全権法に基いて同年7月29日デクレ＝ロワによって，1940年6月1日で切れることになっていた代議院の任期を2年間延長した。Cf. Bonnard, *Le droit public et la guerre*, R. D. P., 1939, p. 557 et s.; J. O., 1939, pp. 9606～9607.
- (21) 内山，前掲書，29頁。Cf. Chapsal, op. cit., p. 41.
- (22) 『法令資料』，20頁。
- (23) 参照，稲本，前掲論文，127頁以下，A＝ワース『フランス現代史 I』野口・高坂訳（みすず書房，1958年），33～39頁。Cf. Berlia, *La loi constitutionnelle du 10 juillet 1940*, R. D. P., 1944, p. 45 et s.; Laferrière, *Manuel de droit constitutionnel*, 2^eéd., 1947, pp. 833～834.; Duverger, *Manuel de droit constitutionnel et de science politique*, 5^eéd., 1948, p. 294.; Fabre, *Principes républicains de droit constitutionnel*, 4^eéd., 1984, pp. 328～329.; Chapsal, op. cit., p. 42.; Thomson, op. cit., p. 215.
- (24) Cf. Jean-Marie Mayeur, *La vie politique sous la Troisième République*, 1984, p. 378.
- (25) 戦間期の授権法の構造と論理につき，参照，拙稿「両大戦間期フランスにおける授権法—1924年3月22日法を素材に一」『一橋論叢』96巻3号。
- (26) Laferrière. op. cit., p. 831.
- (27) Chapsal, op. cit., p. 42.
- (28) Thomson, op. cit., p. 215.
- (29) 条文については，参照，『法令資料』20～25頁，217頁。
- (30) 1875年2月24日憲法的法律第9条「元老院は，共和国大統領および大臣を裁判するため，または国家の安全に対する侵犯を審理するために，政治高等法院となることができる」。
- 1875年7月16日憲法的法律第12条「大統領は代議院によるほか，告発されず，元老院によるほか裁判されない。
- 大臣は，その職務執行上犯した犯罪のために，代議院によって告発される。この場合，大臣は元老院により裁判される。
- 元老院は，国家の安全に対する侵犯容疑の者を裁判するため，閣議で定めら

れた共和国大統領のデクレによって政治高等法院となることができる。

予審が通常裁判所によって開始された場合、元老院を招集するデクレは、移送の決定まで行なえる。

告発及び予審・裁判の手続様式は法律がこれを定める」。

- (31) Jean Gicquel et André Hauriou, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 8^eéd., 1985, p. 651.